

# 定住自立圏形成協定書

## 変更協定書

延岡市 門川町

令和6年3月22日変更  
令和2年3月18日変更

## 定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市(以下「甲」という。)と門川町(以下「乙」という。)は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

1 別表第1から別表第3までを次のように改める。

### 別表第1 (第3条第1号関係)

#### ① 医療

圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等の地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。
	甲の役割	(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。 (2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3)乙と共同し、医師等の確保に向けた取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。
	乙の役割	(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。 (2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。 (3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。
初期救急医療体制の確立	取組の内容	初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。

	甲の役割	(1)延岡市夜間急病センターを管理し、及び運営するとともに、必要な経費を負担する。 (2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。 (2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。
救急医療の高度化のためのデジタル技術や新たな救急モビリティの活用	取組の内容	宮崎県北部地域は、高度医療の拠点である宮崎大学医学部附属病院から遠いため、出動要請から15分以内に医師による治療開始を目標とするドクターへリの運用「15分ルール」において、その15分圏内に入っておらず、救命救急医療の対応力強化が長年の課題となっている。 新たなデジタル技術の活用や救急モビリティとして期待されている「空飛ぶクルマ」の活用により、長年の課題解決を図り、救命率の向上を目指す。
	甲の役割	(1)救急車、ドクターカー及びドクターへリ（救急モビリティ）並びに医療機関との間での患者情報の共有システムや救急モビリティの運行管理システムを構築し、迅速で的確な医療措置及び最適な搬送経路の選定による搬送時間の短縮などを図る。 (2)新たな、かつ、ドクターへリよりも狭い場所で離着陸が可能な救急モビリティとして期待されている「空飛ぶクルマ」の医療・防災分野での活用に向け、国や県、関係機関との検討を重ねるとともに、各種調査分析や離着陸場の選定などを基に「空飛ぶクルマ運航計画」を策定し、令和9年度以降の「空飛ぶクルマ」の救急医療及び防災分野での実装を目指す。

	乙の役割	甲と情報を共有し、県北市町村での連携体制を構築することで、県北部地域全体が抱えている課題の解決を目指す。
--	------	--

## ② 福祉

子ども・子育て支援対策	取組の内容	圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりを効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用を図る。
	甲の役割	(1)子育て支援施設等の情報共有や子育て相談等の実施について、乙と共同して研究し、行政間の相互連携を図る。 (2)甲の区域の住民の利便性の向上を図るため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。
	乙の役割	(1)子育て支援施設等の情報共有や子育て相談等の実施について、甲と共同して研究し、行政間の相互連携を図る。 (2)乙の区域の住民の利便性の向上を図るため、甲の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。
障がい児・者等の支援体制の構築	取組の内容	障がい児・者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。
	甲の役割	(1)乙と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児・者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。
	乙の役割	(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児・者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。

### ③ 教育

大学との連携	取組の内容	大学の持つ専門知識や施設を活用し、生涯学習の推進や人材育成、地域福祉の向上、地域振興を図るための取組を行う。
	甲の役割	(1)圏域住民を対象に、九州医療科学大学の教員による、医療・福祉等に関する専門性の高い講座や講演会を開催する。 (2)乙と共同し、大学を活用した地域福祉の向上や地域振興を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3)圏域の生徒の九州医療科学大学への進学を促進する。
	乙の役割	(1)乙の区域の住民を対象に、甲が実施する講座の受講者や講演会の参加者の募集を行う。 (2)甲と共同し、大学を活用した地域福祉の向上や地域振興を促すための取組を行う。 (3)甲の実施する九州医療科学大学への進学を促進する取組の周知等に協力する。

### ④ 産業振興

雇用の場の確保	取組の内容	圏域の雇用の創出を図るため、产学研連携や圏域内の企業連携を支援するなど産業の振興を促進するとともに、企業誘致に取り組む。
	甲の役割	(1)乙と共同し、产学研連携や企業連携の取組を支援するとともに、取組の調整を図る。 (2)地場産業の振興を図るため、乙と共同し、大都市圏等で開催される展示会への圏域の企業の出展を支援する。
	乙の役割	(1)甲と共同し、产学研連携や企業連携の取組を支援する。 (2)地場産業の振興を図るため、甲と共同し、大都市圏等で開催される展示会への圏域の企業の出展を支援する。

鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため、甲及び乙が策定した被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を進める。
	甲の役割	(1)効果的な有害鳥獣捕獲対策を確立するため、乙と捕獲やその体制等について情報交換を行う。 (2)乙と共同して鳥獣被害防止対策の研究を行い、被害の軽減及び防止に取り組むとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	(1)効果的な有害鳥獣捕獲対策を確立するため、甲と捕獲やその体制等について情報交換を行う。 (2)甲と共同して鳥獣被害防止対策の研究を行い、被害の軽減及び防止に取り組む。
水産物のブランド化及び販売	取組の内容	圏域の宮崎県水産物ブランド品の積極的な情報発信や販売促進に努め、水産業の振興を図る。
	甲の役割	甲の区域の宮崎県水産ブランド品である「ひむか本サバ」を中心に「宮崎一口あわび浦の恵」や「北浦灘アジ」などの商品情報の発信や販売促進活動に乙と共同して取り組む。
	乙の役割	乙の区域の宮崎県水産物ブランド品である「門川金鱈」の商品情報の発信や販売促進活動に甲と共同して取り組む。
圏域観光の推進	取組の内容	圏域の豊かな海浜環境、森林環境、文化、神話・伝説等の観光資源を有効活用し、熊本県及び大分県の自治体とも協力しながら、観光産業の振興を図る。
	甲の役割	愛宕山、日豊海岸、祖母傾国定公園等の自然を活かした観光や、神話、食を活かした観光の振興を図るなど、延岡市観光振興ビジョンの推進に取り組みつつ、乙と共同し、また、宮崎県北部広域行政事務組合、九州中央地域連携推進協議会等の関係機関とも連携し、圏域の調整を図りながら、圏域観光ルートの創設や情報発信に取り組む。

	乙の役割	遠見山森林公園や乙島等、乙の区域の観光資源の魅力を高めるとともに、甲と共同し、また、宮崎県北部広域行政事務組合、九州中央地域連携推進協議会等の関係機関とも連携しながら、圏域観光ルートの創設や情報発信に取り組む。
--	------	---

## ⑤ 環境

省エネ設備と再エネ設備の最大限の導入による圏域全体の脱炭素化の実現	取組の内容	圏域全体で省エネ設備や再エネ設備の最大限の導入を図り、住民の脱炭素に対する意識や行動変容につながる取組を実施し、2050年までの圏域全体の脱炭素化を実現する。
	甲の役割	脱炭素先行地域での知見やノウハウを甲の区域全体に展開することで、省エネ設備や再エネ設備の最大限の導入や住民の意識・行動変容につながる取組を実施し、乙と共同して圏域全体の脱炭素化を実現する。
	乙の役割	省エネ設備や地域資源を活用した再エネ設備の最大限の導入を図り、住民の意識・行動変容につながる取組を実施し、甲と共同して圏域全体の脱炭素化を実現する。
森林を活用したJ-クレジットによる産業の脱炭素化の推進	取組の内容	SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現に向けて、森林を活用したJ-クレジットの創出・販売・活用の推進を図るとともに、産業の脱炭素化への支援及び森林の公益的機能の維持・増進に繋げる。
	甲の役割	(1)乙と共同し、森林を活用したクレジットの創出・販売・活用の仕組みづくりを検討し、クレジットの活用について、地域への普及、啓発を図る。 (2)産業におけるカーボンニュートラルの取組が社会から求められる時代を見据え、産業の脱炭素化を支援するため、乙と共同し、広域的なクレジットの創出や活用に向けた協議、研究を行い、企業から選ばれる地域を目指すとともに、取組の調整を図る。

	乙の役割	(1)甲と情報を共有し、森林を活用したクレジットの創出・販売・活用の仕組みづくりを検討し、クレジットの活用について、地域への普及、啓発を図る。 (2)産業におけるカーボンニュートラルの取組が社会から求められる時代を見据え、産業の脱炭素化を支援するため、甲と共同し、広域的なクレジットの創出や活用に向けた協議、研究を行い、企業から選ばれる地域を目指す。
--	------	--

## ⑥ 防災

消防相互応援体制の整備	取組の内容	圏域において、大規模又は特殊な災害が発生し、市町村等単独では対応できない場合において、甲及び乙相互の消防力を活用して災害に対処する。平時においては、相互の訓練施設や防災研修センター等を活用し、地域防災力の向上を図る。また、甲乙は連携し、更なるドクターカー運用体制の構築に協力する。
	甲の役割	(1)乙の長から応援出動の要請があった場合、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図る。 (2)乙の地域防災力の向上を図るために、乙が甲の訓練施設や防災研修センター等を利用することができるよう調整を図る。
	乙の役割	(1)甲の長から応援出動の要請があった場合、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図る。 (2)甲の訓練施設や防災研修センター等を利用し、地域防災力の向上を図る。
大規模災害時	取組の内容	災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、

の相互応援体制の整備		それぞれの地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分な被災者支援及び応急措置が実施できない場合、円滑に市町村間相互の応援を行う。
	甲の役割	乙と共同し、食料品、飲料水及び生活必需品の提供、避難施設及び収容施設並びに住宅の提供、医療及び防疫に必要な資機材並びに物資の提供などを行う。
	乙の役割	甲と共同し、食料品、飲料水及び生活必需品の提供、避難施設及び収容施設並びに住宅の提供、医療及び防疫に必要な資機材並びに物資の提供などを行う。

別表第2（第3条第2号関係）

① デジタル・ディバイドの解消へ向けたインフラ整備

地域情報ネットワークの構築	取組の内容	圏域内のデジタル・ディバイド（情報格差）を是正することで、地理的な格差を克服し、産業振興や若者の定住人口の増大を促すため、圏域でケーブルテレビ網、光ケーブル網等を共用し、各自治体の行政情報や防災情報の共有を図るとともに、地上デジタル放送への対応、多チャンネルサービス、インターネットサービス、IP電話サービス等を提供できる環境を構築する。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。
	甲の役割	乙と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。
	乙の役割	甲と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究する。
デジタル技術を活用した遠隔医療、遠隔教育等システム	取組の内容	圏域内のケーブルテレビ網や光ケーブル網を活用した遠隔医療や遠隔教育等のシステム構築に向けた研究を行う。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。

ム構築の研究	甲の役割	乙と共有することができるシステムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。
	乙の役割	甲と共有することができるシステムの構築について共同で研究する。
マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等の推進	取組の内容	マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等を推進することにより、住民サービスの向上を図る。
	甲の役割	マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等の推進に向けた圏域の調整を図る。
	乙の役割	甲と連携しながら、マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン申請等の推進に向け、乙の組織内の調整を図る。

## ② 道路等の交通インフラの整備

物流基盤の連携の整備	取組の内容	既存企業の競争力強化及び新たな企業立地を促進するため、物流の活性化に関する取組を行う。
	甲の役割	JR貨物コンテナヤードや重要港湾細島港、東九州自動車道及び九州中央自動車道等の物流基盤の結びつきの強化や活用法等について、乙と共同して、圏域の物流の活性化に向けた研究や取組を行う。
	乙の役割	甲と共同して、圏域の物流の活性化に向けた研究や取組を行う。
交通ネットワークの整備充実	取組の内容	交流人口の増大や企業誘致の推進並びに救急患者の搬送路及び災害時の迂回路の確保を図り、圏域経済の活性化や安心して暮らせる地域の創造を推進するため、東九州自動車道、九州中央自動車道及び圏域の幹線道路の整備促進や生活道路の整備推進を図るとともに、日豊本線の高速化を促進する。
	甲の役割	(1)東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期整備を図るため、建設促進決起大会の実施等の取組について調整を図り、乙と共同してこれを実施す

		<p>る。</p> <p>(2)国道10号、国道218号、国道388号、主要地方道北方北郷線、主要地方道北方土々呂線、一般県道古江丸市尾線、一般県道八重原延岡線及び一般県道土々呂日向線等の整備を促進する。</p> <p>(3)日豊本線の高速化の促進に向け、提言活動の調整を図り、乙と共同してこれを実施する。</p>
	乙の役割	<p>(1)東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期整備を図るため、甲と共同し、建設促進決起大会の実施等に取り組む。</p> <p>(2)国道388号、一般県道土々呂日向線及び一般県道遠見半島線等の整備を促進するとともに、乙の町道角石佐山流線等の整備に取り組む。</p> <p>(3)日豊本線の高速化の促進に向け、甲と共同し、提言活動を実施する。</p>

### ③ 地域内外の住民との交流・移住促進

地域の資源を活かした圏域内の交流	取組の内容	圏域の歴史、文化、伝統芸能等の地域資源を活用した交流を促進する。
	甲の役割	乙と共同して、圏域内に伝承する神楽をはじめ、伝統芸能を中心としたイベント等の開催など、交流人口の増大を図るための取組を支援するとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲と共同して、圏域内に伝承する神楽をはじめ、伝統芸能を中心としたイベント等の開催など、交流人口の増大を図るための取組を支援する。
スポーツ合宿の共同誘致	取組の内容	スポーツを活かした圏域づくりのため、圏域内のスポーツ施設・宿泊施設の効果的な整備と活用及び情報発信によるスポーツ合宿の誘致を促進し、圏域内外の住民との交流及び競技スポーツの振興のための拠点づくりを進める。
	甲の役割	甲の区域のスポーツ施設や宿泊施設を整備し、充実を図ることによりスポーツ合宿環境づくりを進め、圏域内外の住民との交流を促進し、また、

		圏域の関連施設の情報の共有化を図りながら、共同して効果的な施設活用のあり方や情報発信等について調査研究を行うとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	乙の区域の施設の充実に努めることによりスポーツ合宿環境づくりを進め、圏域内外の住民のための交流と児童生徒を中心とした競技力向上の場を提供する。併せて、圏域の関連施設の情報の共有化を図りながら、共同して効果的な施設活用のあり方や情報発信等について調査研究を行う。

別表第3（第3条第3号関係）

① 宣言中心市等における人材育成

職業系の人材育成	取組の内容	圏域産業の将来を担う広い視野、専門的な知識や技術を備えた個性ある人材を確保し、育成する。
	甲の役割	乙と共同して、職業系高等教育機関の誘致等に取り組むほか、ポリテクセンター延岡等の地域産業のニーズに対応した人材育成機関との連携強化を図るとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲と共同して、職業系高等教育機関の誘致等に取り組むほか、ポリテクセンター延岡等の地域産業のニーズに対応した人材育成機関との連携強化を図る。
地域の資源を活かした人材育成	取組の内容	圏域の歴史、文化、伝統、自然、産業、公共施設及び人材等の地域資源を活用し、圏域の将来を担う青少年の健全育成や地域のまちづくりリーダーの養成等に取り組む。
	甲の役割	圏域内住民の生涯学習の推進を図るため、乙と共同して、公共施設の活用や講師の派遣等をはじめ、講演会や学習会等の生涯学習の場の提供を行うとともに、取組の調整を図る。

	乙の役割	圏域内住民の生涯学習の推進を図るため、甲と共同して、公共施設の活用や講師の派遣等をはじめ、講演会や学習会等の生涯学習の場の提供を行う。
--	------	---

## ② 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

デジタル技術や基盤を活用した生活機能の強化に係る検討	取組の内容	デジタル技術や光ケーブル網等の通信基盤を医療、教育及び産業等様々な分野において最大限に活用し、定住のための機能確保や地域の活性化を図る方法を検討する。また、デジタル専門人材やケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。
	甲の役割	(1)乙と共同して、デジタル基盤を活用した事業のあり方について検討を行うとともに、検討にあたっての調整を図る。 (2)(1)の取組を推進するため、甲及び乙が必要と認める圏域外の専門家の招へい等を行う。 (3)乙の行う情報リテラシー向上のための講座等を支援する。
	乙の役割	(1)甲と共同して、デジタル基盤を活用した事業のあり方について検討する。 (2)(1)の取組を推進するため、甲の行う専門家の招へい等に協力する。 (3)甲の行う情報リテラシー向上のための講座等に協力する。

## ③ 圏域内市町村の職員等の交流

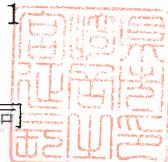
行政職員の人材育成	取組の内容	圏域の活性化や住民サービスの向上を図るために、行政職員の業務遂行能力の育成のための研修を行う。
	甲の役割	圏域の職員を対象とした税等に関する研修の実施に取り組むとともに、取組の調整を図る。
	乙の役割	圏域の職員を対象とした税等に関する研修に参加する。

2 この協定は、令和6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和6年3月22日

甲 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 読谷山 洋司



乙 東臼杵郡門川町平城東1番1号  
門川町  
門川町長 山室 浩二

